令和８年度第２回奈良市高齢者保健福祉推進協議会の意見の概要

開催日時	令和８年８月 20 日（木）　午後２時 00 分から午後４時 00 分まで
開催場所	奈良市役所　北棟４階　第 402 会議室
意見等を求める内容等	【議題】 １．令和７年度介護給付費の実績報告について ２．奈良市老人福祉計画及び第 10 期介護保険事業計画策定について
参 加 者	出席者 12 人 事務局 13 人
開催形態	公開（傍聴人０名）
担 当 課	福祉部　介護福祉課・長寿福祉課

意見等の内容の取り纏め

≪報告内容≫

【議題１】令和７年度介護給付費の実績報告について

事務局：本日は、奈良市老人福祉計画及び第９期介護保険事業計画の２年目である令和７年度の実績についてご報告させていただく。資料１「介護保険の施行状況（奈良市）」をご覧いただきたい。平成 12 年度に介護保険制度が施行されてからの要支援、要介護認定者数、人口、第１号被保険者数等を年度ごとにまとめたものである。各数値の基準日は、認定者数が２月末時点の実績値、人口と第１号被保険者数は、10 月１日時点、標準給付費は、決算時の実績値となっている。資料１の２ページ目裏面に、第９期の令和６年度から令和８年度の計画値と、令和６年度から令和７年度の実績値が掲載されている。令和７年度において、実績値が計画値を上回ったものは、認定者数、第１号被保険者数、標準給付費、１人当たりの給付費、保険料調定額であった。認定者数については 724 人、第１号被保険者数は 248 人、標準給付費は 10 億 6699 万１千円、１人当たりの給付費は 1000 円、保険料調定額は２億 5970 万６千円、計画値より実績値の方が多くなっている。一方、実績値が計画値を下回ったものは、人口、調整交付金であった。人口は 476 人、調整交付金は 258 万１千円、計画値より実績値の方が少なくなった。給付費の実績が計画より多くなっている要因としては、第１号被保険者数及び認定者数が、計画値より多かったこと、認定者数１人当たりの給付費が、計画値より 1000 円高かったことなどが挙げられる。高齢化率については、内閣府の令和７年度版高齢社会白書によると、令和７年 10 月１日現在の全国平均値は 29.4％であり、本市の令和７年度の高齢化率 32.6％は、それを 3.2％以上も上回っており、全国より速いスピードで高齢化が進んでいる。

資料２「第１号被保険者数、認定者数、標準給付費の状況」をご覧いただきたい。グラフは資料１の第１号被保険者数、認定者数、標準給付費を可視化したものである。令和７年度の奈良市の人口は、約 34 万 5295 人であり、年々減少傾向にあるが、第１号被保険者数は、介護保険制度が始まった平成 12 年度５万 5636 人から、令和７年度には 11 万 2484 人になり、約２倍と増加している。認定者数においては、平成 12 年度 6095 人から令和７年度に２万 5351 人となり、約 4.2 倍になっている。令和７年度と６年度の比較では、923 人増え 3.8%の増加となる。高齢化が進む中で、今後も認定者数の増加、それに伴う給付費の増加は避けられないところであるが、今後も介護給付費適正化、介護予防により重度化防止を進めることが重要だと考え、介護福祉課では、ケアプラン点検等の取り組みを進めている。

資料３「介護給付費の状況」について説明させていただく。資料１の標準給付費のうち、介護給付費と予防給付費の詳細について、平成 30 年度から令和７年度の計画値と実績額を記載した資料である。令和７年度の実績額全体は、343 億 4518 万２千円となり、令和６年度の実績額 330 億 130 万９千円に対して、4.1%増となっている。サービスの種類ごとの前年実績比について、居宅介護サービスにおいては、令和７年度の実績額は、167 億 9153 万７千円で、前年度の実績額 158 億 8550 万６千円に対し、5.7%の増加となっている。短期入所者生活介護及び特定福祉用具購入、住宅改修を除くと、全体的に横ばい、または増加しており、個別には訪問介護、訪問入浴介護、居宅療養管理指導の介護サービスが特に増えている。介護予防サービスについては、令和７年度の実績額は、８億 1833 万１千円で、前年度の実績額７億 4308 万８千円に対し、10.1%増となっている。介護予防訪問リハビリと介護予防居宅療養管理指導、介護予防短期入所療養介護のサービスが増加している。地域密着型サービスについては、令和７年度実績額は、55 億 6384 万６千円で、前年の実績額 54 億 5724 万８千円に対し、2.0%増となっている。地域密着型サービスも、全体的に利用者が増加しているが、分化率でいうと、小規模多機能型居宅介護の実績額が 8.8%、看護小規模多機能型居宅介護が 8.1%増と、大きく伸びている。地域密着型予防サービスについては、令和７年度実績額は、2502 万２千円で、前年度の実績額 2677 万１千円に対して、6.5%減となっている。地域密着型予防サービスの増減率については、全体の金額が少ないため、利用者の要介護区分の変更等、少しの人数変化が大きく影響する。介護保険施設サービスについては、令和７年度実績額は、89 億 4000 万６千円で、前年度の実績額 87 億 2315 万２千円に対して、2.5%の増となっている。令和６年度の介護報酬改定に伴い、利用者１人当たりの平均給付単価が上昇し、全体の実績額を押し上げる結果となったと考えられる。

以上で、奈良市老人福祉計画及び第９期介護保険事業計画における令和７年度の実績報告を終了させていただく。

座長：資料２の第１号被保険者数・認定者数・標準給付費については、令和８年度は少し減少するようであるが、この根拠は何か。

事務局：３年前に見える化システムで入力した結果から推計を算出している。令和５年度は新型コロナウイルス感染症が５類に移行されたころだったため、その影響でまだ利用

率が低い状態で見積もられた可能性はある。

委員：訪問介護において、ヘルパーが不足しており、ニーズがあっても結びつかず、仕方なく施設に入所している状況であると聞く。それでも訪問介護の給付費が 11.1%伸びてきているということだが、実際のところどうなのかと思う。

座長：どこの事業所でもヘルパーが不足している。ヘルパーの質の担保はできているのか、介護福祉士は増えているのか等、介護福祉課では把握しているのか。

事務局：訪問介護に関しては、ヘルパーは一定の資格が必要であるため、そういった意味で、制度的に質の担保が整えられているが、募集しても集まらない、紹介会社を介することで紹介料の負担増という声も聞く。市としてできる施策としては、この３年間、介護職員初任者研修と介護福祉士実務者研修の資格取得者への研修費用の補助を継続しており、今年度も続けていく予定である。さらなるステップアップという意味では、介護福祉士で一定の実務経験を積まれた方に関して促進給付金という形で、キャリアアップを誘引する予定である。

座長：外国人労働者雇用についてはいかがか。

事務局：法人の規模を問わず、外国人労働者を職員として取り入れるところが多いという印象である。きちんとした技術を学び、それを母国に持ち帰るために来られている方もいる中で、利用者やご家族の受け止め方との兼ね合いもある。市としての立ち位置や進め方をどのようにするべきか、現在、模索しているところである。

委員：施設の閉鎖、撤退がとても多いと聞く。この１年間、どの規模の施設が、どのくらい閉鎖、撤退したのか知りたいと思う。

委員：訪問介護の事業所だけではなく、通所介護もリハビリ型が中心になり、半日デイが多くなってきている中で、１日中サービスを提供しているデイサービスは、だんだん苦しくなってきているという話は聞いている。また、居宅介護支援については、山間の方の事業所は少しずつ閉めていると聞く。

座長：事務局で状況を把握していれば教えてほしい。

事務局：毎年度の増減は把握している。総事業所数としては、1,000 前後で推移しているが、その事業の種類により微減傾向のものもある。近年の傾向としては経営面といっても、サービス提供面や職員数に関することもあり、企業の集約統合等がちらほら出てきたという所感である。

座長：法人の営業の業態を変えていくところが出てくるかと思う。そのあたりについて、利用者第一で考えていくということが必要である。

【議題２】奈良市老人福祉計画及び第 10 期介護保険事業計画策定について

事務局：まず資料４の１ページ目「第１章 計画策定にあたって」について説明する。本計画は、いわゆる団塊ジュニア世代が 65 歳以上を迎える 2040 年を見据えた中期的な視点のもとで策定する。本市の高齢化率は、2040 年には全国平均を超え、40.3%に達すると推計されている。このような状況の中、地域ごとに異なる人口構造の変化や介護ニーズの動向に対応するため、2040 年を見据えた地域包括ケアシステムと地域共生社会の深化を図っていく。具体的には、認知症基本法を踏まえた施策の推進、頼れる身寄

りのない高齢者への包括的支援、喫緊の課題である介護人材の確保やテクノロジーを活用した生産性向上、経営改善支援等の視点を盛り込み、施策を計画的に展開する。
２ページ目「計画の位置づけ」について説明する。今回の計画は、老人福祉法に基づく「老人福祉計画」と、介護保険法に基づく「介護保険事業計画」を一体として策定するものである。
３ページ目「計画の期間」は、令和９年度か ら令和 11 年度までの３年間となる。
同ページ「奈良市のこれまでの計画の主な方向性」について説明する。これまで進めてきた健康づくりと介護予防の一体的推進、医療・介護・福祉の連携強化、高齢者の権利と尊厳を守る取り組み、介護人材確保とＩＣＴによる業務効率化という主要な施策の方向性をしっかりと継承、発展させ、持続可能で安心な地域社会の実現をめざしていく。
第２章について、説明する。５ページ目「人口・世帯の動向」について、本市の総人口は 2025 年 10 月１日現在で 34 万 5,295 人となっており、近年減少傾向が続いている。一方で、65 歳以上の高齢者人口は一貫して増加を続けており、2025 年の高齢者人口は 11 万 2,484 人、高齢化率は 32.6％に達している。これは、1995 年の 12.8％と比較して、30 年間で 19.8 ポイントもの大幅な上昇となっている。内訳を詳しく見てみると、65 歳から 74 歳までの前期高齢者人口は近年、減少傾向に転じているのに対し、75 歳以上の後期高齢者人口は右肩上がりで増加を続けている。1995 年には総人口の 4.9％であった 75 歳以上の人口は、2025 年には６万 8,065 人となり、構成比は 19.7％、つまり市民の約５人に１人が 75 歳以上という状況を迎えている。このように、総人口が減少する中で、医療や介護ニーズのより高い後期高齢者の割合が急速に高まっていることが、本市の大きな地域課題の１つとなっている。
10 ページ目「要支援・要介護認定者の動向」について説明する。認定者数は高齢化の進展に伴い、一貫して増加している。11 ページ目以降のサービス利用状況を見ますと、居宅サービスと地域密着型サービスが大きな伸びを示しており、全体の需要増を牽引しております。一方で、施設サービスはほぼ横ばいとなっており、施設依存から「住み慣れた地域・在宅での生活維持」へ構造転換が進んでいる状況が読み取れる。2025 年の認定者数とサービス受給者数との差(約 3,870 人)は、潜在ニーズの存在を示唆しており、未利用者への予防介入やサービス基盤の拡充、人材確保が今後の課題となると考えられる。
12 ページ目「介護サービス受給率」について説明する。本市は居宅サービス主導で推移しており、全国平均を上回る在宅シフト、施設受給率の抑制が特徴である。居宅サービス受給率は 64.4％まで推移しており、全国平均を大幅に上回っている。一方で、施設介護サービスの受給率は 10.2％と減少傾向にあり、全国平均を下回る水準である。地域密着型サービス受給率は 12.5％と、全国平均と同等水準で推移している。重度化予防や在宅限界を高めるケアが機能している反面、居宅サービス事業所への負荷集中や介護人材の確保、潜在的な施設需要への対応が重要課題となる。
13 ページ目「介護サービス給付費」について説明する。給付費総額は増加の一途をたどっており、2025 年には約 343.5 億円に達する見込みで、居宅給付の拡大が財政圧迫

を増大させる構造が顕著となっている。サービス別で見ると、居宅介護が 167.5 億円から 198.2 億円へと大きく伸び、全体の過半数を占めて最大の増減要因となっている。地域密着型及び施設介護も着実に増加傾向を示しており、給付費の抑制と保険料の上昇抑制を見据え、介護予防・重度化予防の徹底やケアマネジメントの質の向上を通じた給付の適正管理が、今後の重要課題である。

14 ページ目「認知症高齢者の現状」について説明する。認知症高齢者は中長期的に増加傾向にあり、2019 年の２万 4,117 人から 2024 年の２万 7,758 人へ、５年間で 3,641 人増加している。これは要介護認定者の伸びに連動した推移であり、認知症対応型サービスの整備拡充や初期集中支援チームの機能強化、地域全体での見守り支援体制の構築が不可欠と言える。

27 ページ目「第 10 期計画の施策の状況と評価」について説明する。「１　生涯を通じた健康・生きがいづくり」では、デジタルツールを活用した啓発や企業向け健康教育の実施により、市民の健康意識の向上が見られた。また、29 ページ目、老人福祉センターでの多様な講座や多世代交流の工夫により、利用者数は年間８万人規模へと着実に増加している。

32 ページ目「２　地域共生社会に向けた包括的な支援体制づくり」については、住民主体の通いの場やサロンが、市内 28 地区、160 カ所へと拡大し、地域での介護予防活動が定着してきた。また、35 ページ目、「わたしの未来ノート（奈良市版エンディングノート）」を活用したＡＣＰ（人生会議）の普及を進めており、配布冊数は令和８年度見込みで 4,000 冊に達する見通しである。

43 ページ目「３　高齢者の尊厳への配慮と権利擁護の推進」については、虐待防止対策協議会の運営や介護事業者向け研修を継続したほか、奈良市権利擁護センターを核とした成年後見制度の利用促進とネットワークの強化を図ってきた。

46 ページ目「４　適切な介護サービスの提供と質の向上」については、49 ページをご覧いただきたい。ケアプラン点検や認定調査の一次点検 100％実施による給付適正化を推進し、あわせて、介護人材の確保・定着に向け、初任者研修・実務者研修の受講費用補助や、介護福祉士へのステップアップ支援制度を新たに創設した。

51 ページ目以降については、前回の会議で報告させていただいたアンケート調査、先ほど説明した施策の実施状況、国から示された基本指針や方針等を踏まえ、推進施策ごとに課題を整理した。

「１　生涯を通じた健康・生きがいづくり」の課題について説明する。健康状態が「よい」と答える高齢者が約８割存在する一方で、特定健康診査受診率の低下に象徴されるように、これまでの取り組みの質・量をさらに拡充する必要がある。体操や軽スポーツへの高い参加意向に対応した、身近で多様な通いの場の拡充や、元気な高齢者がもつ経験を活かせる就労・ボランティア等の社会参加機会の更なる促進が求められる。

「２　地域共生社会に向けた包括的な支援体制づくり」について説明する。日常的な孤立感を抱える高齢者や頼れる身寄りのない高齢者に対し、地域全体で早期に気づく体制づくりが必要である。その一環として、介護予防・地域ささえあいサポート拠点

のモデル的整備の検討が求められている。また、認知症基本法を踏まえた、新しい認知症観の普及、医療・介護の切れ目のない相談支援体制の強化、人生会議（ＡＣＰ）の実施率向上に向けた普及啓発、居宅介護支援事業所による介護予防ケアマネジメントの直接実施の推進、地域包括支援センターの夜間・休日対応やＢＣＰ策定、そして新たな地域医療構想を見据えた医療・介護の連携強化が重要課題である。

52 ページ、「３　高齢者の尊厳への配慮と権利擁護の推進」について説明する。介護現場における不適切ケアの事例判断基準が不明確と感じる事業所が約４割に上ることを受け、行政として明確な事例判断基準の提示や具体的研修・ガイドラインを提供する支援が必要である。あわせて、成年後見制度の利用促進や高齢者向け住まいにおける不適切な囲い込み防止など、透明性の高い権利擁護の取り組みを継続していく必要がある。

「４　適切な介護サービスの提供と質の向上」について説明する。人手不足を痛感している事業所が約７割という深刻な実態に対し、若い層に向けたイメージアップや就業促進策を展開するとともに、ＩＣＴや事業所間の協働による生産性向上を支援することが不可欠である。また、サービス付き高齢者向け住宅等の整備状況を踏まえたサービス見込み量の適正算出とＰＤＣＡサイクルによる給付の地域差分析、満足度約７割のケアプランの質をさらに高めるための点検・研修、国の事故報告システム等を活用したデータに基づく効果的な指導・助言体制の機能強化に取り組んでいく予定である。

53 ページ目の第３章「計画の基本的な考え方」について説明する。

「基本理念」については、本市では 2022 年３月に策定した、「奈良市第５次総合計画未来ビジョン 2031」において、「『わたし』からはじめる『わたしたち』のまち奈良」を将来像に掲げ、市民一人ひとりが主役となって未来をつくるまちをめざしている。高齢者福祉分野においても、この理念を踏まえ、団塊の世代がすべて 75 歳以上となった現在の状況や、2040 年に団塊ジュニア世代が 65 歳以上を迎える将来の社会構造を見据え、地域の人や資源を活用するしくみづくりがますます重要になる。そこで、第９期の方針を継承・深化させ、第 10 期計画の基本理念を、「住み慣れた地域で誰もが自分らしくいきいきと暮らせる安心と地域共生のまち『奈良』をめざして」と定めた。この基本理念のもと、本計画では以下の「めざす４つのまちの姿」の実現に向けて、取り組みを進めていく。

54 ページ目の１つめ「住み慣れた地域で自分らしく生涯健康でいきいきと暮らせるまち」について説明する。市民の主体的な健康づくりや介護予防を促すとともに、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に推進する。また、高齢者が多様な主体と連携し、自らの経験や知識を活かした地域貢献活動や世代間交流に参加することで、地域とのつながりや居場所をもち、生き生きと暮らせる環境を整える。

２つめ「住み慣れた地域での支えあいの中でふれあい豊かに暮らせるまち」について説明する。住民同士の助け合い・支え合いのもと、介護予防と地域の支え合いを一体的に実施する拠点整備などを通じて、多様な活動機会を充実させる。医療や介護など関係機関・団体が連携を深めた包括的な支援ネットワークを構築し、ふれあい豊かな

地域社会をつくる。

３つめ「住み慣れた地域で医療や介護など連携が図れた安心して暮らせるまち」としては、ひとり暮らしや認知症、要介護状態になっても、本人の意思が尊重され、必要なサービスが適切に利用できるよう、介護保険制度の持続可能性を確保する。頼れる身寄りのない高齢者への切れ目ない支援や、重度・終末期における保健・医療・介護の連携強化により、個人の尊厳を守り抜く。

４つめ「地域の人がお互いに支えあい助けあう地域共生のまち」としては、制度や分野の縦割り、また「支え手・受け手」という関係を超え、地域住民や多様な主体が我が事として参画し、人と資源が「丸ごと」つながるしくみをめざす。2040 年を見据え、高齢、障害、子ども、生活困窮等、複雑化した課題に対し、分野横断的な重層的支援体制の構築を推進する。

55 ページ目以降「2040 年の奈良市の姿」について説明する。本項では目標の指標となる人口推計等を掲載している。

「高齢者人口と高齢化率の推計」では、今後、介護保険事業費を算出するベースとして、総人口や要介護等の認定者人口の将来推計を行っている。今期計画は令和９年度から 11 年度までの「第 10 期」となるが、本項では 2040 年(令和 22 年)までの各種指標を推計している。

まず、高齢者人口と高齢化率について、説明する。本市の総人口は今後も年々減少する見込みである。一方、65 歳以上の高齢者人口は概ね増加傾向で推移しているが、2045 年には減少に転じ、約 11 万 2,000 人となる見込みである。この時点での総人口に占める高齢者の割合(高齢化率)は 40.3%に達する。

65 歳以上人口については、2025 年から 2045 年にかけて、減少傾向で推移する見込みである。65 歳から 74 歳の前期高齢者については、2025 年以降、変動を繰り返しながらも、2040 年を境に減少傾向へ転じる。これが、全国的にも言われている「2040 年問題」である。

56 ページ目の下段グラフが、高齢化率の推移を示している。2040 年の高齢化率は、全国が 34.8%、奈良県が 40.6%、奈良市が 41.1%であり、奈良市の高齢化率は全国平均より高く、奈良県全体と同等水準で推移する見通しである。

57 ページ目以降の「要支援・要介護認定者数の推計」については、現在、直近の実績値をもとに、推計作業を進めている段階である。

第１章から第３章までの概要説明は以上である。

座長：高齢化率について、奈良市は高い値だと思う。人口は減っているのに高齢者は減らない、認定率は 22%で高いということである。認定率が高いということは、サービス供給があるということでもあるのだが、その辺りの判断は非常に難しい。

委員：奈良市には、高齢になってから引っ越してくる方が多いのではないか。

座長：反対に、高齢になると、駅前の病院や買い物が便利なマンションに移っていく方が多く、古い家が残り、空き家が増えると思われる。

委員：私の地域は奈良市の南部の方面で旧村が多く、若い子たちは、実家の農業を継がずに大阪方面に出ていき、実家には戻ってこない場合が多く、高齢化が進んでいる。大き

な家に、老夫婦が２人で住んでいることが多く、互いに老々介護をしているという傾向が強いと思う。

委員：空き家に関しては、家主が空き家で困っておられる反面、入りたいのに保証人がおらず入れないという状況が交錯していると思う。

委員：近年、高齢者向けのマンションが増えてきた。サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームではなく、買い取りの高齢者向けのマンションは価格も高い。健康でお金に余裕のある方はよいが、そうでなければ元々の家にずっといるしかないと思う。

また、施設の職員から聞いた話であるが、入所者の子どもやご家族も高齢になり、来てくれなくなる場合もあって困っているそうだ。ケアプラン等の相談事があって電話をしてもつながらない場合もあるとのことである。ご家族側は、駅から遠いと車がなければ行くことも簡単ではないということで、お困りの方が多いようである。

委員：私どもの地区では、家が新しくなる傾向があり、若い人がそれなりに入って来られている。

委員：事業計画として、個別の施策を挙げていただいており、方向性としてよいと思う。ただ、個別施策を、何のために、どういう考え方でつないでいくのかという軸、土台があったほうが、芯が通った計画になると思う。では、何を軸、土台にすればよいのかと言えば、ケアマネジメントというものが１つの軸になると思う。在宅介護実態調査でも、ケアプランの満足度について「おおむね満足」という回答があったが、何をもって「満足」と言っておられるのか気になる。単に「自分の思い通りのサービスを入れてもらえているから満足だ」ということではないと思う。2035 年から 2040 年の状況を考えると、サービスを受ける側の意識も変えていかなければいけないと思う。ケアマネジメントの前提になる、例えば自立支援や自立についての考え方も、専門職と行政だけでなく市民の皆さんとも共有していけるような取り組みがあるとよいと思う。この第 10 期計画の期間中にそういったものの整備を、私どもの協会も一緒になってできたらよいと思う。

座長：今年は、地域福祉計画の複数の計画の策定時期が重なるため、連携して考えていけるとよいと思う。

委員：介護だけでなく、医療、福祉、看護、行政のすべてで協働しながら実際にできることは何かないかと考えている。

例えば、看護協会が行っている「まちの保健室」のようなイベントに一緒に出向く等、何か力になれることはないのかと考えている。

委員：今回の計画について、全体を具体的にして、前期から深くなっていかなければいけないが、実際はどうなのかを検証しながら進めていただきたいと思う。医療に関しても、大阪や京都に出ずとも奈良で十分満足できるようになっている。介護関係でも、奈良がモデルになるように努めていただきたいと思う。「奈良はこれだけやっている」ということを、もっと外に向かって宣伝していただき、奈良市に求心力を持ってきていただきたいと思う。

委員：奈良市が市民のために多くの取り組みをしていただいていることに感謝するが、やはり周知が大切だと思う。「認知症の人と家族の会」に相談に来られた方が「ここにこの

ような会があったことを知らなかった」と言われた。ご家族が地域包括支援センターに相談した際、「同じように認知症の介護をしている家族の話を聞いたり、相談したりできる場所はないのか」と尋ねたが、地域包括支援センターの方は「知らない」と答えたということでした。その方はインターネットで調べて奈良市の「認知症相談窓口」を知り、集いにも参加されるようになり、ずいぶん介護に対する姿勢が明るく前向きになられました。「認知症の人と家族の会」の存在と働きを、地域包括支援センターの職員の方にも徹底して周知していただきたいと思います。

委員：35 ページに、「地域見守りサポート制度の普及と啓発」とあり、見守りが進んでいるかのような感じを受けるが、見守りサポーターは現在、46 地区中、わずか6 地区でしか実施していない。この文章と実態とは異なるのではないかと、疑問を感じる。

また、先日、民生委員の大会や市役所内等で、地域でどのようなことをしているのかというパネル展を実施した。そのような活動は大事なことだと考える。

もうひとつ、エンディングノートに関連して、権利擁護センターから、「私と家族の終活便利帳」というものをいただいた。相続のことや口座のこと等、だれにどのようなことを伝えたらよいのかを記入できるようになっており、これを活用すればよいと思った。

座長：それに関しては、奈良市役所が行うよりも、奈良市社会福祉協議会に取り組んでいただくのが良いのではないかと思う。

委員：奈良市は、非常に東西に長く、地域で意識や生活環境が異なっている。そのように考えると、この施策をつくるにあたっても、一律に「奈良市」という名目で進めることには気をつける必要があると思う。地域差で少し色合いを変えて作ったほうが、実践的になると思う。

資料に関して気になったことは、第４章以降でいろいろな施策について書かれる際に、財政的な裏付けについて触れる必要があるということである。理念を実現するために具体的にどのようにするのか、どのような財政的な支援や体制が必要になるのかというところまで書き込み、初めて命が吹き込まれるのだと思う。

具体的なところで、29 ページ目に挙がっている福祉センターの利用者数に関して言えば、住環境や家庭環境によってアクセスに大きな差がある。こうした問題をどのように解決するのか具体的に書いていただくと、計画は生きたものになると思う。54 ページの４つ理念は立派だが、それを成功に導くために具体的にどのような政策、どのような予算が必要なのかということまで記載していただきたいと思う。

奈良市医師会では現在、健康寿命の延伸を一番の目的にしている。健康寿命が延びた方たちが働く場、環境づくりを、政策に具体的に入れていただけるとよいと思う。それが、健康寿命を延ばすことにもなると思う。

今後、第４章以降に、そのようなことを盛り込んでいただけると、生きた政策になると思う。

座長：基本的には、第３章まではほぼできているということで、部分的な認識の違いがある箇所については、再検討をお願いする。

この後具体的な章が展開するが、第３章までも再度お目通しいただき、ご意見等があ

ればご連絡いただきたい。

事務局：それでは最後に、資料５の事前に委員の皆様からいただいたご意見・ご質問について説明する。

１点目。資料４の 30 ページ、万年青年クラブの活動の取り組み内容については、ご要望通り、具体的な活動として「地域ごとに密着した体操、グラウンドゴルフ、歌の会、健康ウォーク、健康マージャン等の健康増進活動のほか、清掃活動や見守り活動等の地域福祉活動を行っています」という文言を追加する。

２点目。資料４の 40 ページ②、地域福祉関係機関との連携体制について、第９期の計画に合わせ、市社会福祉協議会との連携と民生児童委員との連携に分けて、記載する。記載内容については、福祉政策課と調整し、記入していく予定である。

これをもって令和８年度第２回奈良市高齢者保健福祉推進協議会を終了する。皆さま、長時間にわたっての議論、感謝申し上げる。